

## 「障害者自立支援法の非人間性を問う - いのちに優劣をつけないために - 」

「障害者自立支援法」は、昨年10月に成立し、今年4月から施行された。私たち日本バプテスト連盟に加盟する教会は、この法律の持つ非人間性を指摘し、十分な審議を経ないままこの法律が制定されたことに抗議する。

この法律は、これまで「精神障害」「知的障害」「身体障害」、さらに、軽度、中度、重度、最重度ときめ細かく分けられていた区分をすべて一元化し、障害の種類や度合いに応じた福祉を受けることを困難にしている 1。

この法律は、しょうがい者の自立を促すことをその目的としているが、そこでは経済的な自立が重んじられ、かけがえのない人間存在が「経済的自立」という尺度によってのみ計られている 2。

この法律は「自立」の名のもとに受益者負担を強いており、その結果「経済的自立」を果たすことの出来ない重度の障害をもった者やその家族が、経済的な破綻を余儀なくされる事態へと追い込まれ、追い詰められようとしている 5。またこのことは、共に助け合い、共に生きていくことを目指す「福祉」そのものの在り方を、根底から覆すことへとつながる。

以上のことから、この法律は、「自立」という言葉に隠された悪しき「自己責任論」を前提とし、経済的自立、つまり「社会の役に立つ」か否かによって、そのいのちに優劣をつけ、社会の役に立たない人間は生きるに値しないいのちとして切り捨てようとする。社会的弱者を切り捨てるような動きは、すでに高齢者や生活保護世帯に対する保障制度の削減によって明らかにされてきた。このことは、人間存在に対する配慮の無さであり、かけがえのないいのちに対する軽視であると言わざるを得ない。

私たちは、この法律がいのちの尊厳に基づいて、一人ひとりの状況に合わせた形で運用されることを強く求める。

この法律では、社会的資源を活用することを前提としているが、現状の福祉水準に照らしても、しょうがい者を受け入れる社会的基盤は未整備であり、しょうがい者にとっては未だ生存権の維持とそれが保証されることの困難な社会である。障害者施設や作業所といった既存の資源に対する国の補助を強化すると共に、さらなる社会的基盤を構築する施策を早急に取り組むことを求める 3。

また、家族の負担に鑑み、総合的な社会保障制度の整備を図り、地域社会や家族といった共同体が、かけがえのないいのちを分かち合いつつ、共に生きる

社会を作り上げていくことが出来るよう求める。

さらに、運用にあたっては各自治体による福祉行政の格差が広がることが無いように要望する 1。

私たち教会は、イエス・キリストによって示された神の国の到来を待ち望みつつ、主の業に共に与る。神は、私たち一人ひとりをかけがえのないいのちとして創造し、この世に生かして下さっている。それ故に、キリストに従う教会は、神が与えて下さったいのちに優劣をつけることは出来ない。神が与えてくださったこのかけがえのないいのちに対して、人間の価値判断による優劣をつけることは、人間には許されてはいない。「からだのうちでより弱いと思われる肢体の存在することが、かけがえのないこと」（コリント人への第一の手紙 12章 22節、岩波訳）であることを示された私たちは、いと小さき者と共に生きることを喜ぶ。

2006年11月17日

日本バプテスト連盟 第52回定期総会

## 脚注 「障害者自立支援法」の概要とその問題点

### 1. 障害者の福祉サービスを「一元化」

「サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供」とされているが、このことにより、一人一人の個別性や必要が軽視される恐れがある。さらに、市町村ごとの温度差による混乱が懸念される。

### 2. 障害者がもっと「働ける社会」に

「一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援」とされているが、低賃金と重い自己負担のために事実上は利用ができない。実際に、通所作業所に通う回数を減らしたり、やめたりしているケースもある。

### 3. 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

「市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところ

でサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する」とされているが、その内実は既存の施設が解体され、福祉財源の削減が目指されている。

#### 4．公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

「支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する」とされているものの、実際には手続きの煩雑さと、保護者や後見人、さらに社会資源の不備による混乱が生じている。

#### 5．増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

##### (1) 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

「障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける」と言われる「公平」さとは、「応益負担」による事実上の個人負担となっている。

##### (2) 国の「財政責任の明確化」

「福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める」とあるが、今後、社会保障政策如何によって予算の枠組みが変動する可能性を含んでいる。